七　地方税法第三百二十一条の七第二項の給与所得に係る特別徴収税額の還付に関する事務　納税者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

八　地方税法第三百二十一条の七の十第二項の年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付に関する事務　特別徴収対象年金所得者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

九　［略］

十　地方税法第三百六十四条第六項の固定資産税の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十一　［略］

十二　地方税法第四百五十八条第六項又は第四百五十九条第二項の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十三・十四　［略］

十五　地方税法第四百七十七条第二項の市町村たばこ税の還付に関する事務　申告納税者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十六　地方税法第六百一条第七項（同法第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百二十九条第八項、附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）又は附則第三十一条の三の四第八項の特別土地保有税の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十七　［略］

十八　地方税法第七百三条の三第三項の宅地開発税の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十九　［略］

二十　地方税法第七百六条の二第二項又は第七百十八条の十第二項の国民健康保険税の還付に関する事務　納税義務者又は特別徴収対象被保険者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二十一・二十二　［略］

二十三　地方税法附則第二十九条の三（同法附則第二十九条の七第六項において準用する場合を含む。）又は第二十九条の五第十一項若しくは第十二項の固定資産税又は都市計画税の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第二十一条　法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方税法第十七条の過誤納金又は同法第十七条の四の還付加算金の還付に関する事務　納税者、特別徴収義務者又は第二次納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　［略］

三　地方税法第七十三条の二第八項、第七十三条の二十七第一項（同法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項並びに附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の四第四項の不動産取得税の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　地方税法第七十四条の十四第二項の道府県たばこ税の還付に関する事務　申告納税者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　［略］

六　地方税法第百四十四条の三十第一項又は第百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の軽油引取税の還付に関する事務　特別徴収義務者又は免税取扱特別徴収義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を加える。］

五　［同上］

［号を加える。］

六　［同上］

［号を加える。］

七・八　［同上］

［号を加える。］

九　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

十　［同上］

［号を加える。］

十一・十二　［同上］

［号を加える。］

第二十一条　法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［号を加える。］

一　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

二　［同上］

［号を加える。］